

前橋市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、健康部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年11月25日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

内 監

平成28年11月25日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 長 沼 順 一 様

前橋市監査委員	赤 川 常 己
同	田 子 一 夫
同	横 山 勝 彦
同	小 林 岩 男

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

健康部

保健総務課、健康増進課、保健予防課、衛生検査課、国民健康保険課

2 監査期間

平成28年10月17日から同年11月25日まで

3 監査対象

平成28年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成27年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を重点監査項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部において改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 健康部保健総務課（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

私債権である夜間急病診療所使用料において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発しておらず、履行期限も督促を発した日から10日以内としていなかった。

債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(2) 健康部健康増進課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

市同時検査結果データ作成業務において、落札の通知をした日から7日以内に契約を締結していなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

健康のしおり（平成28年度版）広告掲載料に係る納入通知書において、財務規則第33条では、納期限前10日までに納入義務者に納入通知書を交付しなければならないと規定しているが、10日前までに交付していなかった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(3) 健康部保健予防課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

感染症患者の移送等業務委託契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 賃金の支給について

臨時的任用職員の雇用管理簿において、実勤務時間数等の誤記載により、実際に勤務した時間数等より多く賃金を計算し支給しているものがあつた。

誤って支給した賃金は戻入させるとともに、臨時的任用職員運用要綱、臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 振替命令について

週休日の振替等命令簿において、非常勤職員運用要綱第6条第2項では、非常勤職員に対し、週休日又は休日にやむを得ず勤務を命令する場合は、日を単位とした振替を行うものとする規定しているが、時間単位としているものがあつた。

非常勤職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ウ) 年次有給休暇について

年次有給休暇承認簿において、非常勤職員運用要綱第7条第5項では、非常勤職員が時間を単位として付与された年次有給休暇を日に換算する場合は、その非常勤職員に割り当てられた1日の勤務時間をもって1日とする規定しているが、異なった時間数で換算しているものがあつた。

非常勤職員運用要綱にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(4) 健康部衛生検査課（指摘事項2件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

スズメバチの巣駆除費補助金交付要項において、申請と実績報告を兼ねた交付申請兼実績報告書を事業完了の翌月の5日までに提出させることとしているが、交付申請時期としては市長の定める期日までという補助金等交付規則の規定を満たしているものの、実績報告時期は、事業完了の日から30日以内に提出されていないものが複数あつた。

補助金等交付規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 現金取扱事務について（指摘事項）

犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託において、収入事務受託者に対し、財務規則第52条の2第1項で規定する収入事務受託者証を交付していなかった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(5) 健康部国民健康保険課（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

国民健康保険給付費の直接求償及び返還金の督促において、税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例第2条で規定する督促状を発した日から起算して10日以内の納付期限を指定していないものがあった。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。